

第 14 回 赤平市農業委員会総会会議録

- 1 平成30年8月30日（木）第14回赤平市農業委員会を赤平市役所3階議会委員会室において開催した。
- 2 会議の応招委員は下記のとおり。

中村 英昭	中西 幸一
橋本 勉	吉本 政史
養田 武士	鈴木 要助
田村 元一	高橋 ノリ子
伊藤 修	池松 洋一
吉野 猛光	

- 3 本委員会に参与として出席される者は下記のとおり。

事務局長 若狭 正	係 長	相原 良治
主任主事 横山 千鶴子		

- 4 本委員会の書記は下記のとおり。

係 長	相原 良治
主任主事	横山 千鶴子

- 5 本会議の案件は下記のとおり。

議案第88号 現況証明願いについて

- 6 本日の欠席委員は下記のとおり。

なし

- 7 議事内容

開会宣言	午後4時00分
閉会宣言	午後5時10分

第 14 回 赤平市農業委員会議事録

事務局 定刻となりましたので、ただ今より 第14回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。
はじめに会長より挨拶をお願い致します。

会長挨拶

事務局 本日の欠席委員はおりません。

出席委員は11人中11人で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議 長 ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、こちらから指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全 員 よろしいです。

議 長 それでは、こちらから指名いたします。

議事録署名委員 6番吉野 猛光委員 7番中西 幸一委員両氏にお願いしたいが異議ありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、議事録署名委員を両氏に決定いたします。

ただいまより審議にはいります。日程第2の議案第88号を事務局よりお願いします。

事務局 議案第88号 次のとおり、現況証明願いの申請があったので、審議の上、可否の上採決を求めます。

所在は赤平市共和町 番 公簿は田、現況は宅地で面積は2,335m²、もう1筆は共和町 番 公募は畠、現況は宅地で面積は174m²の2筆であります。所有者は 氏です。

氏より今年の4月、農地についての相談がありました。先日皆さんで農地の確認をしたところです。

その後に、 氏が登記簿等を確認したところ現在宅地となっている所が登記簿上農地のままとなっておりました。

平成5年に 氏より農地法5条で転用申請があり、農業委員会で許可を出していました。

前所有者の夫である 氏は平成21年に亡くなっていますが経緯は解りません。

証明を必要とする理由は、現況にあった地目変更の登記申請のためです。

図面につきましては次ページのとおりです。

議 長 農地パトロールの時に農地は皆さんで確認をしたところです。

何かありませんか。

鈴木委員 このように年数を経た場合、登記の手続き等はどうになりますか。

事務局 申請者に当時の転用許可書の原本があるかどうかを確認して頂き、もしなければ農業委員会の控えの写しと現況証明・現在の宅地の写真を持参して法務局で手続きをしてもらいます。

その後、法務局では現地を見て、違反転用の有無等を確認し、許可・不許可を決めるそうです。

鈴木委員 わかりました。

吉野委員 氏は、宅地転用の願いが出て農業委員会で許可しているが、自分で法務局に行って登記をわすれていたということですか。

事務局 奥さんも息子さんも登記していると思っていたとの事です。でも、実際は登記されていないので正しい地目に変更するために、今回の息子さんが登記手続きを進めると聞いております。

吉野委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

池松代理 登記が農地でも固定資産税は宅地で払われますか。

事務局 農地法でいけば現況主義ですので宅地に家が建っていれば宅地として固定資産税の請求となります。

事務局長 補足しますと、建物を建てるときに建築確認申請を提出してその許可があつて初めて家を建てられる。完成した時に税務課の方で家の評価に行き、その時点で建築確認申請の土地についても宅地になっている。登記上農地でも現況が宅地なので税務課の係の者が建物と土地について評価する。税金上は、宅地の税金が付加されています。

池松代理 わかりました。

議長 他にありませんか。

田村委員 氏の納屋の横は、一部畠のようだが宅地として認めてもらえるのだろうか。

事務局長 そこについては、法務局でどういう判断になるかはわかりませんが、平成5年に許可を出している中では共和町番の部分を含めたなかで許可をしているのでこれを分筆してということにはならない。作業場・駐車スペース・堆雪スペース等で使用されると思います。

今は、現況証明願を受理して出していくしかない。もし、氏の方から分筆してという事であれば方法は何かしらあるとは思うが、許可したのに分筆して農地で残すということにはならないと考えます。

田村委員 宅地として農業委員会で認めた時に、面積的にかなり幅広くとってあるのでどうかなと思いました。

事務局長 氏の息子さんが法務局に行ってその時に当時の5条の許可書を持って行っているので大丈夫かと思います。

事務局 当時の申請の図面には野菜の保管場所の建物とか作業場等記載されていました。

田村委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

高橋委員 宅地になっている方が固定資産税の評価額は高いですよね。

議長 今現況としては、宅地としての評価額になっていますので高いです。

高橋委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第88号は決定します。その他ですが事務局よりありませんか。

事務局 7月の豪雨災害についての義援金の協力お願いしますと「北海道農業会議」から文書がきております。この件について、どのようにされるか検討いただきたい。

議長 義援金を送金するかどうかと送金するのであれば金額を決めていただきたい。

吉野委員 以前もありましたね。

事務局 あれは、東北の震災のときです。その時は、1人3口分振り込んでおります。

議長 皆さんどうしますか。義援金を送金することでよいですか。

全員 よろしいです。

議長 金額は、どうしますか。

田村委員 前回3口で今回も3口でよろしいかと思います。

池松代理 私も3口でよいかと思います。

議長 それでは、3口でよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 他にありませんか。

事務局 公務災害の保険が8月末で終ります。9月より新たに加入します。1人1,000円で補償内容はプリントをご覧になつてください。

報告ですが、6月の総会で現況証明願いの申請があり、受理をした昭和町の氏の件です。

申請のあった昭和町 丁目 番の農地の中に農業用施設があるため法務局の登記官より地目変更が出来ない旨の連絡が 氏よりありました。ほ場内に農業用施設があるため地目変更が出来なかったということです。地目変更するには、農業用施設の部分を分筆しなければならないということです。農業用施設の所有者名義が母親の名義で土地の所有者名義と違っていたことが今回わかりました。

今後、このような申請があった場合の現地確認の時は、農地内に納屋があるかないか等と建物の大きさと名義の確認等を行い地目変更の可否となりますので充分な確認が必要となります。

次に、今年の作況調査と農地パトロールについてです。

会長・職務代理と話をし9月3日（月）に実施したいと考えております。

作況調査は各地域の農業委員さんのは場で行います。

前回の農地パトロールは地目変更願いの農地等の確認が主でした。

議長 作況調査は全域ですが、主に各農業委員のは場で行いたいと思います。

今年、2回目の農地パトロールですので宜しくお願ひします。

皆さんから何かありませんか。

全員 ありません。

事務局 第14回農業委員会総会を終了致します。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1

6 吉野 猛光

7 中西 幸一
